

## 技術提案書等作成要領

### 1 提出書類

堺市役所本庁舎で使用する電気の供給（堺市版オフサイト PPA 事業）（以下「本業務」という。）の入札に関して、以下のとおり技術提案書等を提出すること。

- (1) 技術提案書（紙媒体） 正本 1 部、副本 6 部
- (2) 技術提案書（電子媒体） 1 部（CD-R 又は DVD-R に副本の電子データ一式を保存したもの）

### 2 記載事項

本業務の仕様書の内容を踏まえ、以下の事項についてその順序に従い技術提案書に記載すること。

また、意味が多義・曖昧で共通認識がとりにくい表現は避け、具体的に何を行うのかを明確にすること。（共通認識がとりにくい表現の例 ○○づくり：まちづくり、健康づくり、賑わいづくり、空間づくり等）

	提案項目	提案を求める具体的な内容
1	業務実績	<ul style="list-style-type: none"><li>・複数サイトの発電所の余剰電力をアグリゲーションし、系統を通じて需要家へ小売供給した実績を記載すること。</li><li>・小売電気事業者として需要家に電力供給を行った実績を記載すること。</li></ul>
2	余剰電力アグリゲーション業務の実施手法	<ul style="list-style-type: none"><li>・複数サイトの発電所の余剰電力を効率よくアグリゲーションするための実施手法について、ノウハウも含めて具体的に記載すること。</li><li>・本事業を、脱炭素先行地域の取組として市域及び全国に波及させるという観点から、モデル性や発電事業者の参入の容易性等について具体的に記載すること。</li></ul>
3	事業継続の安定性・信頼性	<ul style="list-style-type: none"><li>・長期にわたりアグリゲーション・小売供給を継続することができる信頼性を有していることについて、経営状況や資金調達状況等を具体的に記載すること。</li></ul>
4	余剰電力の最大限の活用	<ul style="list-style-type: none"><li>・余剰電力が本庁舎の電力需要を超過する時間帯において余った環境価値の不足時間帯への付加方法を具体的に記載すること。</li><li>・将来的に、市が「余剰電力等活用型太陽光発電設備整備事業」の公募を繰り返し実施することにより増加する余剰電力について、別添 3 仕様書 4.（1）及び（2）の実施可能性を示し、環境価値が分離された後の余剰電力を市内で最大限活用できるような提案を具体的に記載すること。</li></ul>
5	情報発信	<ul style="list-style-type: none"><li>・本事業の仕組みや効果等の情報発信方法について具体的に記載すること。</li></ul>
6	リスクへの対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・本事業の履行中に、関係者（太陽光発電設備を設置した建物の需要家、PPA事業者、アグリゲータ兼小売電気事業者、市）に考えられうるリスクについて検討・整理を行い、特に重要なリスクへの効果的な対応策を具体的に記載すること。</li></ul>

7	単価構成の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁舎への供給電力の単価構成を提示し、入札金額の算出根拠を明示すること。</li> <li>・契約期間中の余剰電力や本庁舎のロードカーブ、市況等の変動など、供給価格に影響を及ぼす因子を提示し、長期的に安定した価格で電力供給できる単価構成となっているか具体的に記載すること。</li> <li>・将来的な単価構成の変更の可能性がある場合は、「①ZEB 化改修後」、「②余剰電力量増加時」、「③スポット市場高騰時」のそれぞれの場合について変更後の単価構成等を示すこと。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>&lt;単価試算条件&gt;</p> <p>①ZEB 化改修後</p> <p>供給側は別添 3 仕様書別紙 1 に示す発電施設からの想定余剰電力、需要側は別紙 7 に示す本庁舎 ZEB 化改修後の想定需要電力を使用する。</p> <p>②余剰電力増加時</p> <p>供給側は別添 3 仕様書別紙 2 に示す余剰電力増加時の想定余剰電力、需要側は別添 2 仕様書別紙 7 に示す本庁舎 ZEB 化改修後の想定需要電力を使用する。</p> <p>③スポット市場高騰時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・供給側は別添 3 仕様書別紙 1 に示す発電施設からの想定余剰電力、需要側は別添 2 仕様書別紙 7 に示す本庁舎 ZEB 化改修後の想定需要電力を使用する。</li> <li>・スポット市場から調達する電力については、令和 4 年 4 月 1 日 0 時 0 分から令和 5 年 3 月 3 1 日 2 4 時 0 0 分までのスポット市場価格（4 8 コマ×3 6 5 日）を使用する。</li> </ul> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な単価見直しを希望する場合はその頻度を示すこと（ただし、実際の単価構成等の変更については、契約後別途協議の上決定する。）。</li> </ul>
---	----------	--

### 3 作成方法

(1) 正本（1 部）の表紙については、「本業務（前記の業務名を記載）技術提案書」、宛名は「堺市長」と記載すること。

商号又は名称、所在地、代表者職氏名（本市業者登録時に本店以外の契約先を設定している場合は、契約先の商号又は名称（支店、営業所等）、所在地、受任者職氏名）、担当者名、担当者連絡先を記載すること。

(2) 副本の表紙については、「本業務（前記の業務名を記載）技術提案書」、宛名は「堺市長」と記載するのみで、社名等の記載を一切行わないこと。

(3) 電子媒体の表面には、商号又は名称を記載すること。

#### 【留意事項】

- (1) A4判（縦横は自由）を使用し、両面とすること（図面等など一部A3判も可）。
- (2) 日本語、日本円で表記すること。
- (3) 図面等を除き、文字の大きさは10.5ポイント以上とし、左右に20mm程度の余白を設定すること。
- (4) 表紙、目次、補足資料等を除き、ページ番号を付すこと。
- (5) 提案内容が理解しやすいよう簡潔かつわかりやすい表現で記載すること。また、提案内容の考え方や根拠、理由等を具体的に記載すること。
- (6) 理解しづらい用語や専門用語には脚注を付記すること。
- (7) 本市が提示した仕様書の全面コピーや「仕様書のとおり」といった記載に終始しないこと。このような提案については、評価が大幅に低くなる場合がある。
- (8) 提案された内容は契約内容の一部となるため、実現性が低い提案は行わないこと。
- (9) 副本には、提案者が判別できるような記載、表現、ロゴ及び用紙などは一切使用しないこと。判別できる場合には失格にすることもあるので十分確認した上で提出すること。

#### 4 その他

- (1) 提出された技術提案書等の修正、差替え又は追加資料等の提出はできない（ただし、本市の指示によるものを除く。）。なお、提出された書類は入札結果にかかわらず返却しない。ただし、不採用となった場合には本市で定めた保存年限満了後、本市の責において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しない。
- (2) 提出された技術提案書等は審査に必要な範囲内で複製する場合がある。